

令和6年4月10日
(2024年)

保護者 様

和歌山市立加太幼稚園
園長 寺尾 憲和

風水害・地震時における園児の登降園について

標記のことにつきまして、お子様の安全確保のために次のような措置をとりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

＜＜臨時休園の措置について＞＞

1. 「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「津波警報」「大津波警報」が発表されている間は、臨時休園となります。
2. 暴風警報・大雨警報・津波大津波警報が発表されていなくても、洪水や浸水の恐れのある時や地域の状況により危険と判断される場合は、臨時休園となります。
3. 震度5弱以上の地震を観測した場合、臨時休園となります。
4. 震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表されるなど、危険が予測される場合も臨時休園となります。

☆特別警報・警報が午前7時までに解除された時は、安全に気を付けて登園させてください。警報の解除が午前6時以降の場合は、給食の準備ができませんので、午前中保育になります。

☆保育中に特別警報が発表された場合は、降園させるのではなく避難所である学校・園で待機させます。

☆保育中に警報が発表された場合は、状況を的確に判断して、メール等でお知らせしますので、お迎えのご協力をお願いいたします。

☆その他の警報・注意報の場合は、平常通り保育を行います。

ただし、登園に危険や困難な状況であれば、早急に、一時登園を見合わせたり、臨時休園の処置をとったりする場合があります。その際は、園からメール等で連絡しますが、連絡のない場合でも、保護者の方の判断で登園を見合わせて自宅で待機するなどの処置をとるようにしてください。

※次のような場合にも、状況に応じて特別な対応をします。

- ・警報が発表されていない場合であっても、早晚警報が発表されたり、地域的に危険が予測されたりする状況下においては、一時登園を見合わせたり、休園の措置をとったりすることもあります。
- ・保育中に警報が発表されたり大地震があったりした場合は、状況を的確に判断し、降園させることでより危険が増すと考えられるときは、降園させないで安全の確保をとることもあります。

ご家庭のよく目に付くところに貼っておいてください